

記者発表資料

沖縄県からの不適正な契約の実態調査報告に 対する沖縄総合事務局の対応について

沖縄県から報告のあった1件の国庫補助事業に係る不適正な工事契約について、別紙のとおり国庫補助金の返還を求めました。

平成24年3月26日(月)

内閣府沖縄総合事務局開発建設部

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局開発建設部

管理課長 の じま こう いち ろう
野 島 孝 一 郎

課長補佐 お お し ろ ま も る
大 城 護

TEL : 098-866-1901 (直通)

1. 事実概要

平成23年12月26日付けで沖縄県に対して指示した、国土交通省所管国庫補助事業における不適正な契約の実態調査の結果、沖縄県から平成24年2月29日付けで1件の不適正な道路工事契約の報告があった。

報告のあった道路工事は、道路工事の施工中に発見された産業廃棄物の処分を行ったものであるが、地域住民からの苦情により、現場指示で着工・完成したものを事後で事務処理し、実際の工期と違う工期で契約を締結したものである。

- ・ 契約件名 : 具志川沖縄線道路改良その3工事(H21-3)
- ・ 契約年月日 : 平成21年8月14日
- ・ 工期 : (契約書上) H21.8.17 ~ H21.8.20
(実際工期) H21.7.15 ~ H21.7.25
- ・ 契約金額 : 2,205,000円 (国庫補助金 : 1,984,500円)

2. 当局の対応

当局において調査したところ、本件道路工事は、事業用地取得後に不法投棄された産業廃棄物を処理したものであるが、不法投棄は沖縄県の事業用地の管理不十分が原因であり、本来、道路事業の補助対象とはならないものであることが判明した。

については、本件工事は補助対象外として国庫補助金の精算をすることとし、既に交付済みの国庫補助金の返還を求めた。

- ・ 国庫補助金返還額 : 1,984,500円